

志布志市 No.30 農業委員会だより

令和6年1月



■編集・発行 志布志市農業委員会
住所 志布志市松山町新橋268

編集責任者:萩迫 修作
TEL099-487-2111(内線301)



イチゴの収穫作業 (松山町尾野見)

松山町尾野見でイチゴの栽培をされている吉留和洋さんは、8年前に宮崎県から帰郷し、実家のイチゴ栽培を手伝うようになりました。3年前からは経営を任せられ、苗作りから収穫、出荷までの一連の作業に汗を流す毎日です。吉留さんは、両親から教わったイチゴ作りの基本を守りつつ、大玉で形の整った甘いイチゴを作るため、改善を重ねているとのことですが、最近の物価高騰で収益が減り、経費削減に頭を悩ませているとのこと。『今の厳しい現状を乗り越え、将来的には規模拡大と法人化を実現したい』と夢を語ってくれました。



吉留さんのハウスで収穫されたイチゴ

会長あいさつ

新年、あけましておめでとうございます。市民の皆様におかれましては、御家族とともに健やかな新年を迎えられたことと思います。

一方で、北陸地方におきましては、新年早々の大地震や津波、火災等により多くの方々が被災されるという悲しい年明けとなったことにやりきれない思いでございます。

犠牲となられた方々の御冥福と1日も早い被災地の復興、被災者の平穏な生活の実現をお祈りいたします。

さて、現在の農業委員、農地利用最適化推進委員につきましては、令和6年3月末日をもって3年間の任期を終えるところでございます。振り返りますと今任期中は、新型コロナウイルス感染症の全国的なまん延等による行動制限により農家の方々への戸別訪問等への影響もあり、農業委員等の活動につきましても十分とは言えない状況があったと思うところでございます。

現在、令和6年4月1日からの3年間の任期とする農業委員の募集期間が終わり、また、農地利用最適化推進委員の募集が始まろうとしております。猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も昨年5月に2類相当から5類に移行され、まん延前の行動制限のない日常に戻りつつある一方で、農業関係におきましては世界的な情勢不安による各種資材や燃油の高騰、サツマイモ基腐病の発生、子牛やお茶の価格低迷など多くの課題が山積する状況が続いております。

また、農業経営の基盤であります農地につきましても、農業者の高齢化や後継者不足等による遊休化等が課題となっている状況等を踏まえた国による法改正等が行われたことを受けまして、本市におきましても農業の将来像を反映した地域計画の策定に向け、取り組んでいくところでございます。

そのため、農地の所有者や耕作者の皆様が将来的な農地利用をどのように考えておられるのか、その意向を確認させていただくこととなりますので、関係者の皆様の御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

数年に及んだコロナ禍から脱却した今、それぞれの立場で取り戻した日常のありがたさをかみしめながら、それぞれの立場で果たすべき役割を果たしていきたいと思っております。引き続き、農業委員及び農地利用最適化推進委員の業務への御理解等を賜り、志布志市の農業振興と一緒に取り組んでいただくことをお願いいたしますとともに、今年が皆様にとって有意義な1年となりますことを祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



志布志市農業委員会
会長 萩迫 修作

「くらしと経営」に役立つ全国農業新聞の購読申込は随時受け付けておりますので、農業委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。



農業者年金受給者会グラウンド・ゴルフ大会

農業者年金受給者会グラウンド・ゴルフ大会が市内各地区ごとに開催され、グラウンドには参加者の賑やかな笑い声や、ホールインワンが出る度に大きな歓声が響き、相互の親睦が図られました。なお、各地区の優勝者は次のとおりです。



(松山地区大会の様子)

志布志：男性 志風克徳さん、女性 志風サチ子さん
松山：男性 田中茂枝さん、女性 田中ケイさん
有明：男性 徳満正男さん、女性 福崎逸子さん

農地利用最適化推進委員を募集します

志布志市農業委員会農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、令和9年3月31日まで農地利用最適化推進委員として活動される方を次のとおり募集します。

- ◆募集人数 定数16人
- ◆任期 委嘱の日から令和9年3月31日まで
- ◆職務内容 農地の利用の最適化の推進、耕作放棄地の解消指導、新規参入の推進
- ◆委員報酬 月額30,000円
- ◆応募方法 推薦と自ら応募の2通りがあります
- ◆募集期間 令和6年2月5日(月)から同年3月4日(月)まで
(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
- ◆応募資格 農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化に関する事項、その他、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。
 - (1) 志布志市が設置する附属機関の委員
 - (2) 志布志市の職員
 - (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※農地利用最適化推進委員は、担当地域において農地の利用の最適化を推進するための活動を行います。



農業委員会からのお知らせ

1 権利者による適正な農地管理と相続登記をお願いします！！

農地法第2条の2では、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と所有者、耕作者等の責務が規定されています。

一方で、市内においては適正な管理が行われず、雑草が繁茂するなど遊休化した農地が見られる状況があり、隣接する農地での営農や農地の所在によっては地域の住環境等への影響も懸念され、地域住民からの具体的な相談等も寄せられています。

農業委員会事務局では法の趣旨等を踏まえ、遊休化した農地に係る所有者、耕作者など権利者に対し適正な管理をお願いし、対応いただいている農地もありますが、農業者の高齢化に伴う課題のひとつである相続未登記により、適正な管理の依頼が困難となっているケースがあります。

このような状況等も踏まえ、国では令和6年4月1日から相続登記の申請を義務化としていきますので、主体的な権利者となる所有者の明確化につながる相続登記の申請等につきまして、関係する皆様での話し合いを行っていただくようお願いいたします。

農地に係る権利者を明確にさせていただくことが、農地の適正管理への第1歩となりますので、相続登記が必要な状態で耕作を継続されている農家の方々、非農家でありながら、農地の相続が想定される皆様におかれましては、早めの手続きをお願いします。



※相続登記の義務化については、QRコードからアクセスしてください。

2 ストップ！！ やめよう無断転用

農地を転用する場合には農地法に基づき農業委員会へ事前申請が必要です。

※転用とは、農地を耕作以外の目的に使用することです。

(例)住宅を建てる、資材置場や建設残土捨て場にする、農業用施設を建てる、太陽光発電施設を設置するなど。

・許可は2種類あります。

農地法第4条・・・農地の権利者（所有者等）がその農地を転用する場合。

農地法第5条・・・農地の所有者から農地を買う、借りて転用する、贈与など。

農地転用は一定の要件がありますので、事前に農業委員会へお問い合わせください。

なお、許可を受けていない転用は無断転用となるため、農業委員会へご相談ください。

3 農業者年金に加入しましょう

農業者年金は少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。将来のためには是非加入しましょう。詳しくはQRコードからアクセスしてください。



お知らせ等に関するお問い合わせやご相談は、農業委員会事務局または各分室までお願いします。

志布志市農業委員会

- ・事務局（松山庁舎1階） ☎487-2111（内線301）
- ・有明分室（有明庁舎別館1階） ☎474-1111（内線444）
- ・志布志分室（本庁舎4階） ☎472-1111（内線478）

